

ふくしま医療機器開発支援センター技術開発室利用要綱

平成28年 7月13日制定

平成29年 2月 1日改正

2020年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構（以下「機構」という。）が指定管理者として管理を行うふくしま医療機器開発支援センター技術開発室（以下「技術開発室」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 医療機器関連産業の発展を図るため、技術開発室において行う業務は医療機器の事業化や販路開拓等を主な目的とするものであり、また、安全性評価等のふくしま医療機器開発センターが行う業務の活用や将来、福島県内に活動拠点を構築する可能性のあるものとする。

(入居承認期間)

第3条 入居承認期間は、1年以内とする。ただし、更新により、5年以内入居することができるものとする。

2 入居の募集及び更新に関する事項はセンター長が別に定める。

(入居の承認等)

第4条 入居の承認は、ふくしま医療機器開発支援センター技術開発室入居審査委員会の審査を経て、センター長が決定する。ただし、入居承認期間が3月以内のときは入居審査会の審査を経ずにセンター長が決定することができる。

(使用料の納入)

第5条 入居者は、次の各号に掲げる使用料を機構が指定する口座に決められた期日までに振り込むものとする。

(1) 技術開発室使用料

(2) 機構が請求する水道使用料、下水道使用料及び電気使用料

(3) その他センター長が特に定めたセンターの運営に必要な経費

2 前項第1号の使用料の額は月額 税抜88,700円（税込97,570円）とする。

3 前項の使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 災害、その他入居者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別な理由によりセンター長が返還する必要があると認めるとき。

(入居承認の取り消し)

第6条 センター長は、入居者が次の各号に該当したときは、入居承認を取り消すことができるものとする。

- (1) ふくしま医療機器開発支援センター条例第7条第1項各号に該当するとき
- (2) ふくしま医療機器開発支援センター技術開発室入居審査基準に定める入居要件に合致しなくなったとき
- (3) 入居申込時、又は入居期間延長申込時に提出された事業計画及び目的に適合しない事業を実施していると判断されたとき。
- (4) この要綱に、もしくはそれらに基づく機構の指示に従わなかったとき。
- (5) 故意または過失により施設、備品を破損し、又は火災を発生したとき。
- (6) 機構又は他の利用者の業務に妨害を与えたとき。
- (7) センター長の承認なく第三者に施設を使用させたとき。
- (8) 機構の信用を著しく失墜させたとき。
- (9) 使用料を2ヶ月以上滞納したとき。

2 前項の規定の適用によって、入居者が受けた損害については、機構はその賠償の責めを負わない。

(技術開発室の改造等)

第7条 入居者は、技術開発室を改造してはならない。ただし、原状回復が可能な一時的改造成で、センター長が必要と認めた場合に限り改造を承認することができる。

(原状回復等)

第8条 入居者が、入居期間終了等に伴い退去する場合は、入居期間内に、搬入した物品等をすべて撤去し、技術開発室を原状回復しなければならない。原状回復等にかかる費用は入居者の負担とする。

2 入居者が、施設及び備品を破損したときは、その旨を直ちにセンター長へ届け出なければならない。この場合において、破損が入居者の故意または過失によるときは、入居者の負担において原状回復しなければならない。

(必要な措置の命令等)

第9条 センター長は、管理上必要があると認めたときは、入居を認めた場所に立ち入り、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(物品等の搬入)

第10条 入居者は、技術開発室に必要な設備、備品、機器、家具等を搬入する場合、あらかじめセンター長の承認を得なければならない。

(変更の届出)

第11条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(1) 住所又は所在地および氏名又は代表者氏名に変更があったとき。

(2) 事業を大幅に変更するとき。

(3) 持込物品等に変更があるとき。

2 入居者は、入居期間の途中において退去しようとするときは、原則として退去の1ヶ月以上前にセンター長にその旨を届け出るものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。